

優生思想の社会史序説：明治以降の日本社会を例に

園井, ゆり
九州大学大学院人間環境学研究院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/3653>

出版情報：人間科学共生社会学. 4, pp. 43-59, 2004-02-13. 九州大学大学院人間環境学研究院
バージョン：
権利関係：

優生思想の社会史序説

— 明治以降の日本社会を例に —

園 井 ゆ り

要 旨

本稿の目的は、わが国における優生思想の変遷過程をフェミニズム運動との関わりから考察することにある。今回は、最初の試みとして、戦前期における青鞥運動と戦後期におけるリブ運動とに着目する。青鞥運動においては、女性の「性と生殖の自己決定」という今日的な課題が提起される一方で、「母性」を強調するあまり、結果として国家主義的な優生思想を肯定する傾向もみられた。戦後、1970年代初頭に生まれたリブ運動は、日本における母性の議論に優生主義的傾向が潜んでいることを見抜いた。リブ運動が闘った様々な課題のなかで最大といえるのは「優生保護法改正案」阻止をめぐる闘争である。この中で目指されたのは女性の「性と生殖の自己決定権」の確立である。闘争の過程でリブ運動は、優生保護法に潜む国家による生殖の管理を看破し、母性の議論に潜む優生思想的傾向を看破した。この意味でリブ運動が果たした役割は非常に大きい。しかし、リブ運動においてなされた主張は、その一方で生殖に関わる女性の権利と生命の尊厳とはいかに両立できるかという重大な問いかけを残すことにもなった。この問題は、先端生殖医療が可能となった今日、ますます現実的なものとなっている。フェミニズムはこの問題に対して、いかに解答すべきかを迫られている。

キーワード：優生思想、青鞥運動、リブ運動

1. 本稿の目的

本稿の目的は、19世紀後半以降の日本の社会を例に、フェミニズム運動が優生思想とどのように関わったかを考察することである。本稿の位置づけは、「優生思想の社会史」という大きなテーマに対する最初の試みである。

本稿で着目するフェミニズム運動は、戦前における青鞥運動と戦後におけるウーマン・リブ運動（以下、リブ運動）である。わが国独自のフェミニズム運動である青鞥運動は、平塚らいてうによって、明治後期の1911（明治44）年9月に創刊された雑誌『青鞥』を契機に生まれた。『青鞥』は創刊から約4年半後の1916（大正5）年2月に財政難のため、無期休刊されること

になるが、この短期間に女性の地位向上を目指し、実に様々な問題提起を行った。『青鞥』の中で議論された問題は、現代のフェミニズム運動においても通じるものであった。

例えば、1914（大正3）年から1916（大正5）年にかけて『青鞥』誌上で議論された、いわゆる青鞥の三大論争と呼ばれるもの——「貞操論争」、「墮胎論争」、「娼婦論争」——は、今日的な視点からみると、いずれも女性の「性と生殖の自己決定権」をめぐる展開されたものだといえてよい。また、青鞥休刊後の1918（大正7）年には、『青鞥』で活躍した女性たちの間でいわゆる「母性保護論争」が始まる。本稿では、特に「母性保護論争」に着目し、青鞥フェミニズム運動における優生思想との関わりについて考察する。

戦後、1945（昭和20）年に、『青鞥』運動以来求められ続けてきた参政権を女性は獲得し、戦前の（明治）民法も改正され、法的な面で男女の平等は確立された。法的分野での形式的な男女の平等が確立された後、フェミニズム運動は、1960年代頃まで鎮静化することになる。しかし、生産至上主義の世の中で環境問題が生じる等、近代産業主義が行きづまり始めた70年以降、いわゆるリブ運動という女性解放を目指した運動が展開され、新たなフェミニズム運動のうねりが日本に誕生することになった。リブ運動は、日本においていわゆる第二派フェミニズムをもたらしたラディカル・フェミニズムを代表する運動、と位置づけることができる（江原1991:42;伊田1997:15）。

リブ運動は、通常1975（昭和50）年の国際婦人年を契機に70年代前半と後半とに大別される。前半と後半とでは運動の主体も論点も異なっていた。前半では、「ぐるうぶ闘う女」を中心とする、比較的若い女性の小さなグループの連合体が主体となっており、最大の論点は、優生保護法改正をめぐる運動であった。本稿では、従って、本稿の主旨と関わる前半のリブ運動に焦点をあて、優生保護法をめぐるリブ運動が掲げた主張と優生思想との関連について論考する。

また、近年特有の課題の一つに、先端生殖補助医療をフェミニズムはいかに考えるかということが挙げられる。技術開発が進む中、生殖補助医療の分野においても技術的な進展がみられるようになった。しかし一方で、生殖補助医療に関しては、様々な課題も生じてきている。例えば、生殖補助医療の進展は、今後ますます「生殖に関する個人の権利」と「生命の尊厳」とがいかに両立可能かを問うものであろう。生殖補助医療の進展という現実を前にして、フェミニズムはいかに関わるべきなのか。

女性の人権を求めて闘ってきたフェミニズムが、優生思想をどう捉え、どう関わってきたかを明治時代から歴史的に考察し、かつ今後の生殖補助医療に対してどう関わるべきかを考え直すことは、今求められている作業といえるのではなかろうか。

2. 青鞥運動と優生思想

2・1 明治維新がもたらしたもの

幕末から近代国家形成に至る明治維新の世の中で、日本は政治や経済、また文化など社会の

各領域において前近代的な制度が次々に改革された。1874（明治7）年を契機に始まった自由民権運動は、政府による弾圧を繰り返されながらも、民主主義的な近代国家への歩みを着実に進めるものであった¹⁾。民権運動の高まりは、結果として1889（明治22）年の大日本帝国憲法（明治憲法）制定をもたらした。帝国憲法は、天皇と政府の権限がきわめて強く、民主的な憲法と呼ぶには程遠いものであったが、憲法の範囲内で、国民は信教の自由を始め、言論や結社の自由を認められた。その後、自由民権運動は、憲法の制定や1890（明治23）年の国会開設を機に次第に退潮していくことになる。

一方、女性に対する国家からの抑圧は、自由民権運動が後退し、立憲国家体制が確立した後、19世紀後半頃（明治30年代）に制定された一連の法律によって、次第に強化されていった。例えば、1890（明治23）年に制定された集会及政社法、1898年（明治31）年に制定された明治民法、1900（明治33）年に制定された治安警察法などは女性の権利を制限するものであった²⁾。

明治憲法の制定と前後して、政府は民法や刑法などの諸法典を整備していく。この中で、1880（明治13）年には刑法（以後、旧刑法）が、1898（明治31）年には民法（以後、明治民法）が制定された。旧刑法では墮胎罪が規定されるに至る。旧刑法は、その後日清、日露の両戦争を経た後、1907（明治40）年に墮胎罪により重い罰を科して、改正（以後、改正刑法）される³⁾。この改正刑法は現代に受け継がれることになる。戦後、優生保護法の制定により「許される墮胎」としての「人工妊娠中絶」が認められ、墮胎の犯罪性は希薄にはなるが、墮胎罪は依然として存続し続けることになる。

旧刑法と改正刑法の共通点には、処罰の対象者を、当事者（たる女性）と墮胎に介在した者（医師、産婆、薬剤師など）に規定していることが挙げられる（当事者の懐胎に関与した男性に関しては、墮胎罪の中では明記されていない）。相違点として、第一に、墮胎罪は刑法改正によって厳罰化された。墮胎を行った当事者のみならず、墮胎に携わった各人に対する刑罰がそれぞれ重くなる傾向にあった。第二に改正刑法では墮胎が当事者の同意を得てなされたか、得ずになされたかが明記された。

ここで特筆すべきことは、墮胎罪に関しては旧刑法と改正刑法とではその成立背景が異なっていたということである。藤目は、「1880年刑法の制定過程ではいまだ出生増強の人口政策という観念は希薄」であったと指摘する（藤目 1998:120）。改正刑法においてこそ、墮胎罪の主たる目的が出生奨励に明確に据えられたとすることができる。

富国強兵のスローガンのもと、兵員増強のために出生が奨励される傾向は1894（明治27）年に勃発した日清戦争前後に強くなり、刑法改正時には当時の農民の生活状況などはあまり考慮されない傾向にあった。旧刑法制定時の場合は、藤目（1998:120-121）によると、墮胎罪は出生奨励のためというよりも、むしろ貧しく墮胎せざるを得ない人々の生活状況を考慮して成立した。当時、日本は1880（明治13）年に始まった松方財政のもと、デフレが進行し、人々は苦しい生活を強いられていた。産んでも育てることができないほど追い詰められた生活の中で、墮胎を望んだ女性は決して少なくなかったという。

人々の経済的困窮を棚上げにしたまま墮胎を罪として厳罰化した結果、生じたのは女性への一層の締め付けではなかったか。男性と比べ厳格な貞操義務を女性に求めた明治民法のもとで、望まぬ妊娠をした女性は墮胎もできず、さりとて産めば被るであろう社会の非難や経済的困難を前に、墮胎罪は女性に過酷な責めを強いるものであったといえよう。

さらに19世紀後半に公布された明治民法は、家長たる戸主を頂点とした「家」制度を定め、女性の権利は著しく制限された。例えば、婚姻については、親の同意のほか、戸主の同意を必要とした。夫婦関係や親子関係についても、夫にのみ財産権があること、貞操義務が夫と妻とで異なること、父だけが親権者として子の哺育、監護、教育についての責務を負うことなど、妻たる女性は夫たる男性とは比較にならぬほど不平等な位置に貶められていた（長瀬 2000:7）。

政府は、女性の理想像を良妻賢母に求め、それを民法や刑法などの諸法で制度化していったといえる。民法や刑法の制定は近代国家確立に向けた第一歩であったとはいえ、女性の地位を低くしたまま、かつ貧困状況を残したままでの法制定は、人々の生活の実情に沿うものであったとは言い難い。特に男性と女性の平等という観点からみると、明治維新とは、確かに近代的な資本主義国家の礎を築いた上で意義ある社会的変革であったが、家制度のもとで女性にますます前近代的な役割を課す過程だったといえる。

2・2 大正デモクラシー期

雑誌『青鞥』が世に出たのは明治も終わりの1911（明治44）年のことであった。折しも幸徳秋水ら社会主義者が国家から弾圧をうけた大逆事件の翌年に『青鞥』が創刊されたことは意義深い。社会主義者が弾圧され、国家に対して異議申し立てを行うことがはばかれた時代に、国家が唱える女性像に疑義を呈し、女性の性と生殖の権利を公然と主張したことは注目に値する。

大正の世が明け、第一次世界大戦のさなか、『青鞥』は1916（大正5）年に休刊される。その後、『青鞥』で論陣を張った女性たち——与謝野晶子、平塚らいてう、山川菊栄ら——の間で、1918～1919（大正7～8）年を中心に「母性保護論争」と呼ばれる論戦が繰り広げられる。「母性保護論争」が始まった背景を非常に模式的に表すとすれば、『青鞥』以来培われてきた女性解放思想の立場から、女性労働、即ち女性の経済的な自立と母性、即ち子どもを産み育てることとがいかに両立するかが議論されたといえる（鈴木1989a:52, 57）。現代的な観点からいえば、女性にとって仕事と家事・育児の両立は可能か、ということを経験したものであったともいえる。ここでは、主に与謝野と平塚の議論に依拠して、青鞥フェミニズム運動と優生思想との関係を追ってみる。

1918（大正7）年頃、日本は第一次大戦の好景気に沸く中で、戦場へ出兵した男性労働者に変わり、女性はますます重要な稼ぎ手として労働の場に携わっていた⁴⁾。当時、女性は主に農業労働に加え、繊維産業を中心とする工場労働に従事していたが、特に紡績工場や繊維工場での労働は低賃金な上、苛酷であった。加えて、この頃は、大正デモクラシーの興隆期でもあり、

民主化を求めた運動が展開された時期でもあった⁵⁾。それゆえ、いわば明治時代の自由民権運動の息吹が蘇りつつあった時代状況の中で、厳しい労働現場で働く女性と、その母性とは社会や国家の民主的枠組みの中でどう位置づけられるべきか、ということをめぐる「母性保護論争」は始まったといえよう。

2・3 母性保護論争

「母性保護論争」は与謝野の主張に対して平塚が反論したことに始まる。与謝野は「女子の徹底した独立」と題する論考の中で、母性保護を「依頼主義」と批判する。

私は欧米の婦人運動に由つて唱へられる、妊娠分娩等の時期にある婦人が国に向つて経済上の特殊な保護を要求しようと云ふ主張に賛成しかねます。

既に生殖的奉仕に由つて婦人が男子に寄食することを奴隷道德であるとする私達は、同一の理由から国家に寄食することをも辞さなければなりません。婦人は如何なる場合にも依頼主義を採つてはならないと思ひます。今後の生活の原則としては、男も女も自分達夫婦の物質的生活は勿論、未来に生るべき我子の哺育と教育とを持続し得るだけの経済上の保障が相互の労働に由つて得られる確信があり、それだけの財力が既に男女の何れにも貯へられて居るのを待つて結婚し且つ分娩すべきものであつて、……。 (与謝野 [1918a] 1984 : 85)

これに対して、平塚は以下のように反論する。

元来母は生命の源泉であつて、婦人は母たることによつて個人的存在の域を脱して社会的な、国家的な存在者となるのでありますから、母を保護することは婦人一個の幸福のために必要なばかりではなく、その子供を通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のために必要なことなのであります。 (平塚 [1918a] 1984 : 89)

両者が争点としている「母性」を、子どもを産み育てる行為、即ち育児と考えるならば、国家が育児へ介入することを与謝野は否定し、平塚は肯定したといえる。即ち、現代的に両者の主張を捉え直すならば、与謝野は女性が経済的に自立すれば国家が育児へ介入する必要はないと考え、平塚は育児は国家の利益になることであるから、国家が育児を支援することは必要であると考えた、ということになるだろうか。

また、女性が働くということに関して平塚は以下のように主張する。

婦人の経済的独立は、婦人の位置を高める上に、権利を主張する上に成程或る程度に重要なことでありませう。私とてその必要を認めないものではありません。しかしどれ程多

くの犠牲を婦人自身と社会が払つてまでもかち得なければならぬほど絶対的に価値あるものでせうか。(中略)健康な子供を産み得る婦人を、生涯若しくは長期間独身者として労働市場に置かうとすることは、婦人自身の不幸は言ふまでもありませんが、国家にとつても種々なる意味で大損失でなければなりません。(平塚 [1918a] 1984:90, 91)

少なくともここから伺えることを現代的に解釈すると、平塚は女性の経済的自立を尊重しつつも、女性の職域が限られ賃金に男女差がある社会的状況の中で、女性にとって仕事と育児を両立することは難しいということだろう。かつ女性が仕事のために育児を犠牲にすることは、女性にとつても国家にとつても「損失」であると述べ、ここにおいても育児が国家の利益になると考えていることがわかる。

ただ、別の稿において平塚 ([1918b] 1984:106) は「女子の経済的独立は母性が保護され、子供を産み且つ育てるといふことが公的事業となり、国家が母親に十分な報酬を支払ふやうにならなければ到底成り立たない」と述べているように、平塚は、育児期にある女性の就労を否定していたわけではなく、女性が育児期に就労継続するためにはあわせて育児の社会化が必要であることを主張していたことは明記すべきである。

平塚と与謝野の「母性」をめぐる論争は、両者の子ども観においても明確に異なる。まず平塚は下記のように論じる。

子供といふものは、たとへ自分が生んだ自分の子供でも、自分の私有物ではなく、其社会の、其国家のものであります。子供の数や質は国家社会の進歩発展にその将来の運命に至大の関係あるものですから、子供を産み且つ育てるといふ母の仕事は、(中略)婦人のみに課せられた社会的義務で、これは只子供を産み且つ育てるばかりでなく、よき子供を産み、よく育てるといふ二重の義務となつて居ります。(平塚 [1918b] 1984:108)

さらに平塚の主張には国家による母性保護を強調するあまり、行過ぎた言動もみられる。

母を保護しなければ、色々な原因で多くの場合経済的困難の境地にある母をもつ私生児の多くが、肉体的に劣等な上に非社会的な人間や犯罪者や浮浪人や淫売婦の如きものとなるのでも分るやうに、かういふ社会的パ(バ)チルス(毒)を社会に多く送り出すことによつて国家は容易ならぬ害毒を蒙らねばなりません。(平塚 [1918a] 1984:109)

近年、平塚の主張には優生思想的な考えがみられる、とよく言われるように、ここからは母性を過度に主張する結果、平塚が優生思想に傾いていく経緯を見て取ることができる(江原 1996:343-344; 同 1985:162; 鈴木 1989a:63-64)。平塚の主張に対し、与謝野は以下のように反論する。

私は子供を『物』だとも『道具』だとも思つて居ない。一個の自存独立する人格者だと思つて居ます。子供は子供自身のものです。平塚さんのやうに「社会のもの、国家のもの」とは決して考へません。平塚さんは「子供の数や質は国家社会の進歩発展と、その将来の運命に至大の関係がある」と云つて、国家主義者か、軍国主義者のやうな高飛車な口気を洩されて居ますが、……。 (与謝野 [1918b] 1984:188)

「母性保護論争」における平塚の主張は、少なくとも、概観する限り優秀な子どもを産み育てる女性は、国家の利益につながる役割を果たしているのだから母親が国家から保護されるのは当然である、ということになる。この主張は、あたかも優秀でない子どもを産まないためにも国家の保護は必要、と論じているようにも思われる。平塚の主張から、与謝野は、早くもこの段階で母性の過度な強調が、優秀な民族の再生を願うナショナリズムに結びつくことで、軍国主義に利用される危険性を指摘している。平塚の優生思想的傾倒は、その後、1920（大正9）年に平塚らいてう、市川房枝らが設立した新婦人協会における運動や、日中戦争中の1939（昭和14）年における以下のような主張において、さらに明らかなものになっていく⁶⁾。江原（1985:162）も述べるように、日本における母性の議論に優生思想的傾向があることを看過してはならない。

生存の資格のないような虚弱児で、自然のままでは、生きていられないような者を医療その他の人工的なさまざまな手段で、ようやく生かし、育てていくというのでは、なるほど統計上の死亡数は減りますけれど、一方、いわゆる自然淘汰が行われないだけ、かえって国民の体位は低下し、民族の退化という逆結果にならないものでもありません。（平塚 [1939] 1984:300, 現代仮名遣いに改められる）

3. リブ運動と優生思想

3・1 戦前から戦中期

日本は昭和の始まりとともに、第二次世界大戦に向かって次第に軍国主義の様相を深めていく。第一次大戦後の好景気も東の間、日本の経済状況はヨーロッパ諸国の経済復興が進むにつれ次第に悪化していく。1920（大正9）年には株式市場の暴落を機に、いわゆる戦後恐慌が発生し、その3年後の1923（大正12）年に起こった関東大震災によって、不況はさらに深刻化した。さらに追い討ちをかけるように、1929（昭和4）年、米国に端を発した世界恐慌のあおりを受けて、昭和初期には再び恐慌（昭和恐慌）が襲うことになる。1920年代は、戦後恐慌、昭和恐慌という2つの恐慌に加え、震災による大被害が日本の経済や社会をより一層不安定なものにしていった。

一方、その頃中国では、中国への勢力拡大をもくろむ日本を始めとする帝国主義勢力に対す

る反対運動が起こり、中国統一を目指す民族運動が高まっていた⁷⁾。中国は1928（昭和3）年に、国民政府によって統一されるが、特に満州における利権を確保しようとする日本と中国との関係は徐々に悪化する。1931（昭和6）年には柳条湖事件、1937（昭和12）年には日中戦争を招いた盧溝橋事件が勃発し、日本では次第にナショナリズムが高まっていく。言うまでもなく、日本が1930年代初めごろより右傾化していった背景には、経済情勢が不安定な中で台頭してきた軍部の影響がある。5・15事件（1932・昭和7年）や、2・26事件（1936・昭和11年）を機に軍部は次第に政治的な発言力を増大させていくようになる。

日中戦争が予想以上に長期化するにつれ、物資不足や労働力不足が生じ、社会情勢はますます不安定なものとなっていった。政府は、戦争の長期化に伴い、戦時における国民の協力を求め、それを様々な統制や命令によって強引に推し進めた。まず精神面が統制された。盧溝橋事件勃発後、国民精神総動員法が制定され、国民の精神をすべて国家のために動員することが図られた。日本の侵略行為を批判する言論や自由主義思想は弾圧を受けるようになり、思想や言論の自由は厳しく統制されるようになった。

次に経済面が統制された。1938（昭和13）年には国家総動員法が制定され、軍需産業面の就労を強制するなど、人的資源や物的資源の強制徴用が可能となった。さらに、いよいよ第二次大戦への日本の参戦を決定づけた太平洋戦争の前年には大政翼賛会（1940・昭和15年）が結成され、軍部支配下における国家をあげての総力戦体制へと向かっていくのである。

戦時体制の中で、国民優生法が大政翼賛会の設立と同じ年に制定されたことは、当時の時代状況を考慮すると十分考えられることであった。国民優生法は、1930年代に帝国議会に何度も上程され続けた民族優生保護法案が結実したものといえる（民族優生保護法案自体は、不成立）。松原（2002:35）は「優生」を「『優れた子孫』の出生を促すと同時に、『劣った子孫』の出生を防止すること」と定義する。この観点からみると、国民優生法はまさに「優生」を目指す法律であった。国民優生法の目的を一言で言うならば、国家による国民の「質」かつ「量」の管理ということであろう。

国民優生法の目的は「本法ハ悪質ナル遺伝疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民資質ノ向上ヲ期スルコト」（第一条）と制定されている（藤目 1998:351）。結果、「遺伝性精神病」や「遺伝性身体疾患」等を持つと診断された者に対して不妊手術を施すことが合法化された（松原2002:38）。即ち、戦時下における人的資源の増強、それも精神的にも身体的にも「優れた」人的資源の増強が国家によって企図されたのである。

国民優生法のもとで国家による露骨な生殖の管理が可能となったのは、総力戦へ向け、国民生活が、国家総動員法などの諸規制により徹底的に国家から管理されていたからであろう。従って、国民を、挙げて戦時協力体制へと組み込んだ大政翼賛会の制定時に、国民優生法が公布されたことは、国家による国民の管理が頂点に達していたといえるのではなかろうか。なぜなら、国民優生法は、人間の存在そのものに関わる命の管理を可能としたからである。

現在の法体系の視点から戦時下に制定された諸規制をみると、国民精神総動員法や国家総動員法は、少なくとも国民の「精神の自由」をはじめ、「身体の自由」や「経済の自由」を奪うものだったと考えられる。国民優生法は、これら国民の自由権を奪った上に、自由権を含む基本的人権そのものを侵すものだったと考えることができる。なぜなら、現在の憲法では、「すべて国民は、個人として尊重され」（憲法第13条）、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（同第11条）とあるからである。

3・2 戦後初期

国民優生法は、戦後、優生保護法へと受け継がれることになる（表1参照）。戦後は、GHQの指揮下で、憲法改正を始めとして、政治面や法律面、また経済的な面など社会の隅々にわたって民主的な改革が次々になされていった。1946（昭和21）年には戦前の帝国憲法にかわって、日本国憲法が制定され、「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」という3大原則がその基本原理とされた。さらに翌1947（昭和22）年には民法も改正され、婚姻や相続等の分野における女性の権利が保障された。しかしながら、社会の民主化が進む一方で、優生保護法は国民優生法の基本精神を受け継いだまま、1948（昭和23）年に成立し、以後1996（平成8）年に抜本的な改正がなされるまで戦後約50年にわたって存在し続けた。憲法の基本原理として、基本的人権の尊重が明文化されながら、優生保護法が存在し続けてしまったことの罪は、あらためて大きいといわざるを得ない。

民主的改革によって、戦前国民を精神面や経済面で統制していた諸規制が廃止され、国民は自由を手にしたが、一方、生活そのものは依然として苦しいものであった。敗戦後、日本の社会状況は混乱しており、連年の米の不作も影響して、食糧をはじめとする生活物資が不足し、国民の生活は戦時に続く極度の貧困状況にあった。軍需産業の崩壊等で経済も軌道に乗らない状態の中で、復員兵や引揚げ者が帰還し、失業者が急増した。戦災で家族や居住地を失った者も多く、社会不安が深刻化していった。

一方、兵士の復員等によって戦後直後は出生率が急増し、1947～1949（昭和22～24）年には、

表1 優生保護法の推移

	国民優生法	優生保護法
公布年 施行期間 主要改正	1940（昭和15） 1940～1948（昭和15～23）	1948（昭和23） 1948～1996（昭和23～平成8） 1）1949（昭和24）：一部改正 •「経済的理由」による人工妊娠中絶合法化 2）1996（平成8）：抜本改正 •「母体保護法」へ名称変更（96年以降施行） •優生条項の削除 など

いわゆる第一次ベビーブームがもたらされた。1947（昭和22）年の合計特殊出生率は4.54と現在の3倍以上もの子どもが出生していた（内閣府編 2002：187）。しかし、戦後の混乱期、生活苦の中での出生率急増という背景には、強姦や売買春により望まない妊娠をした女性の存在もあった。だが、明治以来存続している墮胎罪のために、危険なヤミ中絶が跡をたたなかったという（藤目 1998：357-359）。

ベビーブーム期のさなかであった1948（昭和23）年に制定された優生保護法が、戦前の国民優生法と異なる主要な点には2つある。優生保護法では、第一に母体保護を理由とする不妊手術（優生保護法では「優生手術」と呼称）が合法化された。第二に合法的人工妊娠中絶として、母体保護による場合と暴行、脅迫による妊娠の場合の2つが追加された。さらに1949（昭和24）年の改正では、中絶許可条項として経済的理由が追加された（市野川 1996：380）。この経済的理由による人工妊娠中絶は、いわゆる「経済条項」と呼ばれるもので、後のリブ運動の争点となっていく。

優生保護法第14条（一部抜粋）を以下に記す。

第14条 ①都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
- 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
- 三 本人又は配偶者がらい疾患にかかっているもの
- 四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの（齋藤編 2002：257）

一号から三号は優生学的な理由、四号は医学的または社会的（経済的）理由、五号は倫理的な理由となる（大谷1994：35）。つまり、上記の理由による場合なら、中絶は合法的なものとして許可されるということである。優生保護法に、特に四号が付加されたことは、人工妊娠中絶が「実質的に」合法化されたことを意味する。即ち、墮胎罪はあるものの、実質上、墮胎罪によって処罰されることなく中絶を行うことができるようになった、ということである。優生保護法制定時の国家的意図がどのようなものであったかは問われなければならないにせよ、女性の権利として中絶が「実質的に」認められたことは、画期的なことだったといえる。

優生保護法制定の理由には少なくとも3つある。①敗戦後、経済が混乱していた中で復員、

引揚げ、ベビーブーム等による人口の過剰が問題とされたこと、②困窮した生活の中でヤミ中絶が跡を絶たなかったこと、③戦後ますます「不良な子孫」の出生が問題とされたことである。

即ち、戦前の国民優生法においては、兵力増強のために優生上問題ないとされる場合において出産が奨励されていたが、戦後は一転して過剰人口という問題から、人口を抑止するため、戦前とは逆の政策転換が図られた。さらに、危険な墮胎も存在していたこともあり、結果、人工妊娠中絶が実質上認められ、いわば“許される墮胎”の範囲が拡大されたのである。

しかし、その一方で優生政策は維持・強化された。優生規定が維持されたことは、例えば、優生保護法の目的をみても明らかである。優生保護法には、「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」（第一条）と示されているように、かつての国民優生法の目的と何ら変わることはない。かつ、第一条は「優生」と「母性」とが組み合わされていることに注意せねばならない。優生規定を設けることは母性保護のためにも必要、という戦前以来の論理が戦後も引き継がれ、明示されたのである。

優生保護法においては、国民優生法で定められていた優生規定に、新たな優生規定がいくつ追加され、その優生的な性質を強めていく。例えば、感染症である「らい疾患」が、従来の遺伝性疾患に加え、不妊手術（優生保護法では「優生手術」と呼称、優生保護法第3条）および中絶（同第14条）の対象とされたのである（松原 2002:42）。

また、「医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない」（第4条）という条項も加えられた。即ち、優生保護法のもとでは、「公益上必要」であるならば、本人の同意を得ずに不妊手術を行うことが合法化されたのである。さらに、1951（昭和26）年の改正時には、遺伝性ではない「精神病」、「精神薄弱」が中絶の対象に追加された（松原 2002；市野川 1996）。

優生保護法によって妊娠中絶が実質上、合法化されたことの意義は大きい。しかし、一方で戦後の民主的改革の流れに逆らうように、優生政策はより一段と強化され、優生思想に基づく精神は強められることになる。その背景には、やはり国家による人口の質的かつ量的管理の姿勢があったといえる。

3・3 優生保護法改悪阻止運動

リブ運動が産声をあげたのは、高度経済成長期も終盤に入った1970（昭和45）年ごろであった。戦後、日本は経済の再建を進めるなか、1950（昭和25）年の朝鮮戦争によってもたらされた特需景気を皮切りに、飛躍的な経済成長を遂げていく。1955～57（昭和30～32）年にはいわゆる神武景気が訪れ、1956（昭和31）年の『経済白書』は日本の経済状況を「もはや戦後では

ない」と評している。敗戦後に日本が直面した、食糧難や住宅難を始めとする社会や経済上の様々な課題は、大きく改善されていった。その後も、国民所得倍増計画など、経済成長を目指す政策の下で、経済の高度成長は1973（昭和48）年の石油危機まで続くことになる。

だが、なりふり構わぬ産業活動最優先の政策は、同時に大気汚染や、水質汚濁等の環境問題を引き起こした。1960年代は水俣病やイタイイタイ病などの公害問題が噴出し、次第に近代化の弊害が明らかになる。また、1960（昭和35）年の安保闘争に代表される新左翼運動の高揚は、ベトナム反戦運動の世界的なうねりとともに、近代化を是とする国家体制に対する批判へと向かっていく。新左翼運動の批判的な視点は、当然、リブ運動と呼ばれるフェミニズム運動にも多大な影響を及ぼすことになる。戦後の民主化過程で、法的な意味での男女の平等は確立されたとはいえ、雇用面や賃金面を始め、社会的、経済的に男女で実質上差別が存在する状況が存続するなかで、女性は、女性にとって近代化とは何だったかという問題認識を形成していく。

リブ運動は、このような時代状況のもと、70年代初頭に女性の実質的な解放を目指して登場する。通常、リブ運動は運動の主体や課題において、70年代の前半と後半とに分けて考えることができる。本稿では、リブ運動の最初の、かつ最大の高まりとなった優生保護法「改悪」阻止闘争を担った前半のリブ運動に焦点をあてる。

1972（昭和47）年に上程された優生保護法改正案は主に以下の2つを要求するものであった。即ち、①優生保護法から「経済条項」を削除すること、②胎児に重度の障害のおそれがあることを理由にした中絶を許可すること（いわゆる「胎児条項」と呼ばれる）（森岡 2001:147）。

特に①の「経済条項」削除という改正案が提出された背景として、少なくとも2つ考えられる。第1は、優生保護法制定以来、人工妊娠中絶の大部分が経済的理由を含む母体保護要件によってなされたことに基づく。高度経済成長を経験し、かつ生活保護を始めとする社会保障制度も整備されつつあった当時、「経済的理由」によってなされる中絶の合法性が疑われたのである。

第2は、少子化に対する懸念が高まり始めたことである⁸⁾。ただ、改正案が上程された1972（昭和47）年は、いわゆる第二次ベビーブーム（1971～74・昭和46～49年）のさなかであり、合計特殊出生率は2.1前後であり、現在の出生率の低さと比べると「問題」とされるほど低いとはいえない。また合計特殊出生率は1955（昭和30）年以降、1975（昭和50）年ごろまでおよそ2.0～2.2で推移しており、第二次ベビーブームの前後も出生率はほぼ安定していた。従って、この時点で少子化が次第に問題視されるようになった背景には、日本では1970（昭和45）年に高齢化率が7.1パーセントとなり、高齢化社会になったことが影響しているのだろう。

戦後の人工妊娠中絶の推移をみると、優生保護法制定以降、1955（昭和30）年頃まで中絶件数は増加する。その一方で、出生率は戦後直後の第一次ベビーブーム以降、55年頃まで急激に低下する。従って、戦後50年代半ば頃までは、子どもの数を減らす方法として中絶が選択される傾向にあったということであろう。その後、中絶件数は1955年の約117万件をピークに現在に至るまで減少傾向にある。1972（昭和46）年時点では、約73万件まで減少し、1997（平成9）

年時点では約34万件となっている。かつ、人工妊娠中絶の大部分は、「経済的理由」を含む「母体の健康」条項においてなされてきた。つまり優生保護法第14条第1項四号に基づいてなされてきたのである（加藤 1996: 387-388; 井上・江原1999: 62; 厚生省 1998: 65）。

中絶の大多数が「経済条項」によってなされていたことをふまえると、「経済条項」を削除することは、結果として中絶をできにくいものとする。確かに、70年代当時、国民の生活は経済的にある程度豊かになっていたことから、「経済的理由」によって中絶を行うことの合法性が問われたことは理解できる。しかし、墮胎罪が存在する状態で、女性が産まない権利を主張できる殆ど唯一の手段といえるのが、この「経済条項」ではなかったか。言い換えれば、「経済条項」を削除することは、合法的中絶の道を非常に限られたものにする。

従って、第一に中絶の件数自体は減少傾向にあったこと、第二に高齢化社会を迎えたとはいえ、出生率は問題視されるほど低いものではなかったこと、また第三に「胎児条項」が付加され、優生政策が再び強化されようとしたこと等から考えると、この改正案は再三にわたる国家による人口の「質」、「量」両面にわたる管理を意図したものだといえるのではなかろうか。

リブ運動が問題としたのも、この「経済条項」の削除についてであった。リブ運動にとって「優生保護法改正案」は中絶を禁止するものとして、また女性の「産む・産まない」権利を侵害する行為として受け止められたからである。しかし、当然、リブのこの主張は、障害があるならば中絶されてよいのか、という問題をはらむものであった。リブ運動の中であらわになった女性の「生殖に関わる権利」と「生命の尊厳」という生命をめぐる重たい課題は、生殖補助医療技術が開発される現在、ますます乗り越えられるべき切実な課題として存在している。

現在、リブ運動を概観していえるのは、リブ運動とは、少なくとも以下の3つを要求する闘いであったといえる。即ち、第一に女性の性と生殖の自己決定権をめぐる闘いであったこと、第二に女性が子どもを産み、かつ自立して生きることのできる社会を主張した闘いであったこと、第三に国家の人口管理政策に対する闘いであったこと（森岡 2001: 159）。

第二と第三の要求は、第一の要求から必然的にもたらされるものといえる。まず、第一の要求から第三の要求が導出されることについて。女性の性と生殖の自己決定権の確立とは、女性の手に「産む、産まない」の決定権を委ねることである。当然それは国家の人口管理政策と真っ向から対立する。リブ運動は、闘争の過程を通して、表向きは「経済的理由」による中絶の合法性を疑いながら、その実、質の上で問題のない「優秀な」国民を育成しようとする国家の思惑を見破っていたといえる。

次に、第一の要求から第二の要求が導出されることについて。中絶という「産まない」ことを決定する権利の確立は、同時に「産む」権利、より正確にいえば「産める」権利の確立を求める闘いでもあった。即ち、江原（1985: 129）も指摘するように、女性は「本当に自分の意志で『中絶』してきたのか」ということを考える必要がある。「産まないという決意の内には、身体的な理由の他に、社会的な制約からの理由も多く含まれている」ことが考えられるからである。家事や育児は事実上女性が担うことが周囲から期待されており、それゆえ職場において

不利な状況におかれやすい女性は、生活を維持するために、産みたくても産めない状況があったのではないか。従って、障害を持つ、持たないに関わらず、経済的にも、社会的にも女性が自立して産み育てることが可能となる社会の構築をこそ、リブは目指していたといえるだろう。

さらに、リブ運動は、この「産める」権利の確立を通して、母性の議論のなかに潜む優生思想的傾向をも看破していたといえる。即ち、戦前の平塚における議論では、出産、育児を女性の役割とすることに何の疑問も呈されていなかった。出産、育児は女性の役割であり、それは優秀な子孫を育成する役割であるのだから、国家が女性（母性）を保護するのは当然である、という平塚にみられる主張は、容易に優生思想と結びつく。リブ運動は、出産、育児を女性の役割とする、母性の議論にみられる考え方と、出産や育児を女性の役割と規定する社会のあり方そのものを批判するものだったといえる。なぜなら、「産める」社会の構築は、出産や育児の責任を女性にのみ課そうとする性別役割分業体制の解体なくしては不可能だからである。

優生保護法は、その後、1994（平成6）年にエジプトのカイロで開催された人口開発会議を機に、改正の機運が加速し、1996（平成8）年に抜本的な改正が行われることになる。優生保護法に存在していた優生条項がやっと削除され、法律名も母体保護法となったが、母体保護法には性と生殖に関する女性の自己決定権が明記されなかったことなど、いまだ課題は残っている。とはいえ、優生保護法が改正された背後には、国家による生命の管理に異議を申し立て、性と生殖の権利という概念の確立を目指して闘ったフェミニズム運動の貢献がある。現在も、性と生殖に関する自己決定権の明文化と同時に、刑法堕胎罪の削除等を求めて、フェミニズムが運動を展開していることは言うまでもない。特に刑法の堕胎罪は、現在に至るまでなお存続し続けている合法的な国家の人口管理政策といえ、刑法堕胎罪の廃止は強く求めていく必要がある。

4. 優生思想の今日的課題

現在、不妊治療の一環として行われている生殖補助医療は子を望む不妊夫婦にとっては福音である。しかし、生殖補助医療によって生み出される今日的な課題もまた一方で存在する。

例えば、非配偶者間人工授精（AID）においては、従来匿名だったドナー情報の開示が模索されているという。その場合、生殖補助医療を利用する個人の自由な選択のもとで、より「良い」ドナーをめぐってドナーの選別という問題が生じる恐れがある。また出生前診断等が可能となった現在、どのような子を産むかという「選択」が可能となった。「産む、産まない」を決定する権利を引き受けることは、同時にそれに伴う「いのちの権利」に対しても責任をもって臨まねばならないことを意味する。

現代の生殖補助医療は、利用者個人の自由な選択にもとづいて行われる。生殖補助医療の現場では、旧来の優生保護法にみられるように、確かに国家によるあからさまな生殖の管理という側面はみられない。しかし、個人の自由な意志のもとで生命が選択される結果、遺伝的に

「優秀な」ドナーが選別され、あるいは障害や疾患のないのちが選別される状況は、従来国家が行ってきた優生思想に基づく政策とどう違うのか。個人の自由な選択の範囲内であれば、いのちの「格差」は認められてよいのか。これは個人の自由な選択の名の下に隠された、今日的な優生思想の現れといえはしないか。

いのちの「格差」が生じる背景の一つには、例えば職業選択から生活の隅々に至るまで障害者の人権が抑圧されている現状がある。従って、個人が生殖の権利を獲得した今、前提とすべきは、生命の自由が最大限に尊重される社会の構築であることはいまもない（江原1985: 134; 加藤 1996: 389）。

だからこそ、現在もなお、性と生殖の権利を女性自身の手に戻すために闘い続けているフェミニズム運動は、「生殖の自由」と「生命の尊厳」とが互いに尊重される社会の構築は、いかにすれば可能かということを考えていかなければならない。今後、ますます技術的な開発が進む生殖補助医療によって、従来不可能だったことが可能となりつつある命の現場に直面して、生殖の権利と生命の権利とは、非常なる緊張関係の中にある。だが、より優先されるべき権利として、両者のなかから一つを選ぶことはできない。女性の人権を求めて社会や国家と闘ってきたフェミニズム運動の立場から、先端生殖補助医療が持つ現代的な課題にいかなる解答をだすべきなのか今後も考えていきたい。

注

- 1) 例えば、政府批判を含む自由民権運動の主張が行われると、政府は1875（明治8）年に議院
傍聴律・新聞紙条例を制定し、政府批判の言論を弾圧した。また民権運動の方向が国会開設
を要求した運動に向き、1880（明治13）年に国会期成同盟が結成されると、政府は同年集
会条例を設け、民権派の言論、集会、結社を厳しく規制した。
- 2) 集会及政社会法及び治安警察法は、女性の政治的集会・結社を禁止したものであった（集
会及政社会法は1880年に制定された集会条例を強化したものである。治安警察法は集会及政社会法
をもとに制定され、当時台頭してきた社会主義や労働運動を規制した）（加納 1988: 62）。
- 3) 1880年に制定された旧刑法「墮胎ノ罪」では、第330条に（以下、現代仮名遣いで記述）
「懐胎の婦女薬物その他の方法を以て墮胎したる者は一月以上六月以下の重禁錮に処す」
と制定された。これが1907年に制定された改正刑法「墮胎ノ罪」では第212条に「懐胎の
婦女薬物その他の方法を以て墮胎したるときは、一年以下の懲役に処す」となっている。
即ち、法定刑が重禁錮刑から懲役刑へと重くなったのである（林1998: 189-190; 藤目
1998: 120-123）。
- 4) 落合（1994: 27）が指摘する通り、第二次大戦前の日本の女性労働力はある程度高く、第
二次大戦後、近代化の過程とともに下降し、高度経済成長期を経た後から再び上昇したと
いう傾向がみられる。実際、1920（大正9）年の女性の労働力率をみると50パーセント前

後であり、これは現在の女性の労働力率とほぼ同じ水準である（水野 1984:4）。ただ女性労働の内容は戦前と戦後とでは異なっていた。戦前は農業労働に加え、工場労働が主流であったが、戦後は雇用労働が主流となった。

- 5) 例えば、1916（大正5）年に政治学者の吉野作造が政治の民主化を求め、民本主義（吉野作造が提唱するデモクラシーの思想）を唱えたことはよく知られるところである。
- 6) 新婦人協会がおこした運動の一つに「花柳病男子の結婚制限に関する請願書」がある。民法に、花柳病に罹患した男性の婚姻の権利を禁じるとともに、罹患した男性と婚姻した女性の離婚請求権及び生活費等の請求権を加えるよう求めたものである。請願書提出の理由として、罹患者から妻を保護することは、国民の「実質的改善」をはかり、ひいては「種族」へ「奉仕」することにつながると論じられている。母性保護を訴える主張が、罹患者の人権を侵す優生思想的見解に結びつく過程を見ることができる（鈴木1989a:83-84；藤目 1998:320）。
- 7) 当時、中国で起こった反帝国主義運動には5・4運動（第一次大戦後1919年に行われたパリ講和会議で、大戦中日本が要求した21ヶ条要求の撤廃が認められなかったことに対する運動）や5・30運動（1925年に日本人経営の工場で中国人労働者による待遇改善を求めたストライキ運動を発端とする反日・反英運動）などがある。
- 8) 1969（昭和44）年の人口問題審議会では日本の再生産力低下を危惧する報告がなされ、「『日本女性は平均2.1人の子どもを産む必要』」があるとされた（井上・江原編 1999:221）。

文 献

- 江原由美子, 1985, 『女性解放という思想』 勁草書房.
- , 1991, 『ラディカル・フェミニズム再興』 勁草書房.
- , 1996, 「生命・生殖技術・自己決定権」 江原由美子編 『生殖技術とジェンダー』 勁草書房, 309-373.
- 林陽子, 1998, 「性・こころ・からだ」 国際女性の地位協会編 『女性関連法データブック』 有斐閣, 187-242.
- 平塚らいてう, 1918a, 「与謝野、嘉悦二氏へ（母性保護の主張は依頼主義か）」 『婦人公論』 5月号（再録：香内信子, 1984, 『資料母性保護論争』 ドメス出版, 86-91.）
- , 1918b, 「母性保護問題について再び与謝野晶子氏に寄す」 『婦人公論』 7月号（再録：香内信子, 1984, 『資料母性保護論争』 ドメス出版, 105-117.）
- , 1939, 「戦争と産児」 『婦女界』 5月号（再録：平塚らいてう著作集編集委員会編, 1984, 『平塚らいてう著作集6』 大月書店, 299-302.）
- 藤目ゆき, 1998, 『性の歴史学 — 公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』

- 不二出版.
- 市野川容孝, 1996, 「優生手術 (=不妊手術) について (「付録「優生保護法」をめぐる最近の動向」の一部)」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房, 379-386.
- 伊田久美子, 1997, 「ラディカル・フェミニズム」江原由美子・金井淑子編『フェミニズム』新曜社, 15-36.
- 井上輝子・江原由美子編, 1999, 『女性のデータブック (第3版)』有斐閣.
- 加納実紀代, 1988, 「「新しい女」の誕生から戦後までの軌跡」別冊宝島85『わかりたいあなたのためのフェミニズム・入門』JICC 出版局, 60-69.
- 加藤秀一, 1996, 「人工妊娠中絶について (「付録「優生保護法」をめぐる最近の動向」の一部)」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房, 386-390.
- Kevles, Daniel, 1985, In the Name of Eugenics. (=1993, 西俣総平訳『優生学の名のもとに —「人類改良」の悪夢の百年』朝日新聞社.)
- 厚生省編, 1998, 『厚生白書 (平成10年版)』.
- 松原洋子, 2002, 「母体保護法の歴史的背景」齋藤有紀子編『母体保護法とわたしたち — 中絶・多胎減数・不妊手術をめぐる制度と社会』明石書店, 35-48.
- 水野朝夫編, 1984, 『経済ソフト化時代の女性労働』有斐閣選書.
- 森岡正博, 2001, 『生命学に何ができるか — 脳死・フェミニズム・優生思想』勁草書房.
- 長瀬二三男, 2000, 『民法の解説: 親族法 (新訂版)』一橋出版.
- 内閣府編, 2002, 『国民生活白書 (平成13年度)』.
- 落合恵美子, 1994, 『21世紀家族へ』有斐閣.
- 大谷實, 1994, 『いのちの法律学 — 生命の誕生から死まで』悠々社.
- 齋藤有紀子編『母体保護法とわたしたち — 中絶・多胎減数・不妊手術をめぐる制度と社会』明石書店.
- 鈴木裕子, 1989a, 『女性史を拓く1』未来社.
- , 1989b, 『女性史を拓く2』未来社.
- 与謝野晶子, 1918a, 「紫影録 (女子の徹底した独立)」『婦人公論』3月号 (再録: 香内信子, 1984, 『資料母性保護論争』ドメス出版, 85-86.)
- , 1918b, 「平塚、山川、山田三女史に答ふ」『婦人公論』11月号 (再録: 香内信子, 1984, 『資料母性保護論争』ドメス出版, 176-192.)